

# 母が年金を繰り上げた、というのが…?

ある孝行息子さんからの質問です。

「62歳になる母が、友達とあちこち旅行に出かけるようになりました。旅費をどうしているのか聞いたところ、年金を繰り上げたというのです。どういうことですか？」



## 60～64歳の妻の「自分のために使えるお金」

最近の60歳台は、若々しく活動的です。スポーツや旅行を楽しんだり、お芝居、グルメとそのパワーは若者顔負けで、そんな方々を「アクティブシニア」と呼ぶそうです。時間や健康だけでなく経済的にも恵まれていて、貯蓄と夫婦2人分の年金を合わせれば、豊かな老後を満喫できるでしょう。

ただし、これはあくまでも夫婦としての話。奥さんが自分のために自由に使えるお金となると話は別です。夫名義の貯蓄や年金を、自分の趣味や旅行に使うのは気が引けるもの。夫の退職後、年金はお給料に代わる生活費ですし、コツコツ蓄えてきた貯蓄はいざというときのためにとっておかなければなりません。

元気なうちに、自分の自由にできるお金を定期的にもらう方法があるとしたら…。その願いを叶える方法のひとつが、「老齢基礎年金の繰り上げ」です。

## 「減額されたまま」「障害年金がもらえない」などデメリットも

繰り上げとは、通常65歳から支給される老齢基礎年金を、申請して60～64歳の間にもらいはじめる制度です。でも、いいことばかりではありません。

まず、年金額は65歳から支給される本来のもの（満額で年797,000円）より減額され、65歳以降も本来の額に戻ることはありません。また、繰り上げ後に障害を負ってしまっても、繰り上げた老齢基礎年金より高額な「障害基礎年金」に切り替えることはできません。

これまで繰り上げというとデメリットが大きいと、利用を避けるのが定番でした。しかし、老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられ、定年から65歳までの所得減少をどう乗り切るかが問題になります。個人年金と共に、公的年金の繰り上げはこの問題の解決策となるはず。繰り上げの長所短所を理解し、自分のライフスタイルに合わせた選択をしていただきたいと思います。

## One Point



### ● 老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げによる増減率は、昭和16年4月1日以前生まれの人と、昭和16年4月2日以降生まれの人とで異なります。

一度決められた増減率は、生涯にわたって変更はできませんので、ご注意ください。

〈昭和16年4月1日以前生まれ〉…月単位で決まります

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
-42%	-35%	-28%	-20%	-11%	本来の年金額	+12%	+26%	+43%	+64%	+88%

〈昭和16年4月2日以降生まれ〉…月単位で決まります（繰り上げ=1カ月0.5%減、繰り下げ=1カ月0.7%増）

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
-30%	-24%	-18%	-12%	-6%	本来の年金額	+8.4%	+16.8%	+25.2%	+33.6%	+42%

↑……例えば、60歳で繰り上げ受給すると、30%減の年金が生産支給されます。